

図書館友の会全国連絡会の令和3年2月15日付け要望書に対する
回答について

令和3年3月15日

文部科学省

1. 公立図書館の管理運営を指定管理者制度の対象とする施策、誘導助言などをして
ないでください。

- 図書館における指定管理者制度の導入については、一義的には設置者である
地方公共団体の判断であり、各設置者において、利用者に対する図書館サービ
スの充実に資するよう配慮しつつ、指定管理者制度の導入の是非を判断される
ものと考えています。

2. 指定管理者制度を導入した図書館の調査を実施して、実態を明らかにしてく
ださい。

- 図書館における指定管理者制度については、地方公共団体が図書館の設置目
的を効率的に達成するため必要があると判断した場合に導入するものであり、
文部科学省としては、指定管理者制度を導入した図書館の実態調査を実施する
ことは考えていません。

3. 公立図書館を機能させるために専門職員の司書の配置をすすめてください。

- 図書館専門職員である司書については、全体としてその数は増えています。

(参考) 図書館職員数の推移 (人)

年 度	H 1 1	H 1 4	H 1 7	H 2 0	H 2 3	H 2 7	H 3 0
館長・分館長	2,482	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118
司 書	9,824	10,977	12,781	14,596	17,923	19,015	20,130
司書補	425	387	442	385	459	450	438
その他の職員	12,191	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650
合 計	24,922	27,276	30,660	32,557	37,269	39,828	41,336

- 図書館職員の給与費を含む図書館費については、地方財政措置が講じられて
おり、文部科学省としては毎年度総務省に対して要望を行っているところです。

- 来年度分についても引き続き要望を行うとともに、地方公共団体に対して活用を促してまいります

4. 公立図書館に図書館協議会の設置を促進し、その活動を活発にする施策などをしてください。

- 図書館協議会は、図書館が地域住民のニーズに適切に応えていくために大切な存在であり、文部科学省においても、各種機会を通じてその重要性を説き、設置を促しているところです。

(参考)

	平成23年	平成27年	平成30年
図書館協議会等設置率	63%	67%	66%

(出所) 社会教育調査

- 図書館協議会の委員報酬についても、引き続き地方交付税の要望を行ってまいります。
- 図書館協議会の実態調査については当面予定がないものの、令和元年度において作成した公共図書館の事例集において、図書館協議会の取組についても記載の上、公表しているところです。

5. MLA（博物館、図書館、文書館）連携が進む施策を実施してください。

- 平成31年2月より、書籍等分野、文化財分野、メディア芸術分野など、さまざまな分野のデジタルアーカイブと連携して、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる「国の分野横断統合ポータル」として『ジャパンサーチ』が公開されており、関連機関等との連携の下、国立国会図書館がシステムの運用を行っていることと承知しております。

6. JAPAN/MARC の普及を推進してください。

- 国立国会図書館が作成・提供している JAPAN/MARC の普及については、国立国会図書館の主導でなされるものと考えています。

7. 会計年度任用職員制度について調査を実施して、実態を明らかにしてください。

- 公立図書館における会計年度任用職員制度の実態調査については、文部科学省においては当面、予定はございません。